

## 生物多様性地域戦略策定の手引き（概要）

### 1. 策定の背景

生物多様性基本法(平成 20 年 6 月施行)では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地方公共団体の責務や生物多様性地域戦略の策定の努力義務が規定され、生物多様性国家戦略 2010(平成 22 年 3 月閣議決定)でも、地方公共団体の参画の重要性が明記されています。

国際的にも、生物多様性条約第 9 回締約国会議(平成 20 年 5 月)で「都市・地方政府の参加促進決議」が採択されています。

このような動きを踏まえて、環境省では、国民の生物多様性に対する理解を深め、「自然共生社会」を構築するために、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体といった多様な主体が参画・連携し、生物多様性に関する取組を推進するための施策を展開しています。本手引きはその一環となるものであり、平成 21 年 9 月にとりまとめ、その後生物多様性国家戦略 2010 の策定等を受けて、平成 22 年 5 月に部分的な修正を行いました。

### 2. 手引きの目的・位置づけ等

#### (1) 目的

本手引きは、生物多様性基本法第 13 条に基づいて、都道府県、市町村が生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を策定する際に参考となるような基本的な情報(生物多様性地域戦略の必要性、策定・推進・進行管理の考え方、手法等)を示すことを目的としています。

#### (2) 位置づけ

本手引きは、生物多様性地域戦略を策定する際に、その地域の実情に応じて、地方公共団体が合理的と判断される範囲で活用されることを想定しています。

また、この手引きは、現段階での知見等をもとにまとめたものであり、今後、生物多様性の状況や、国際的な取組の進展、社会的な理解や知見の集積、地方公共団体の取組の状況等に応じて、段階的・発展的に改訂していく予定です。

#### (3) 対象

本手引きは、主に、都道府県・市町村の実務担当者を対象としています。また、地域の幅広い関係者にとっても地域の生物多様性を考えるための参考となる情報が含まれています。

### 3. 手引きの構成

はじめに

第 1 部：生物多様性地域戦略の必要性

第 2 部：生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の全体像

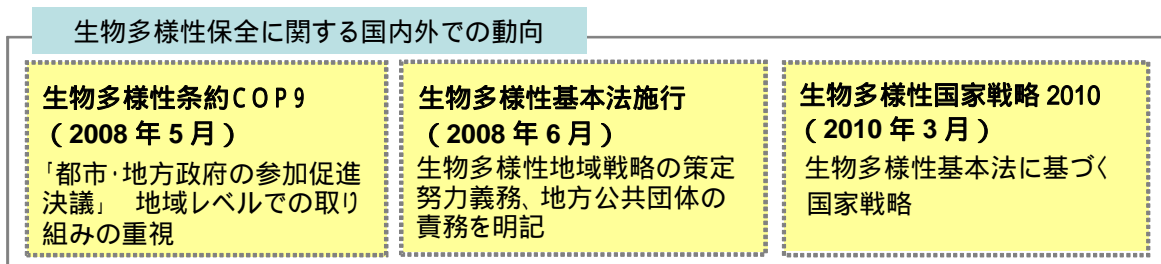
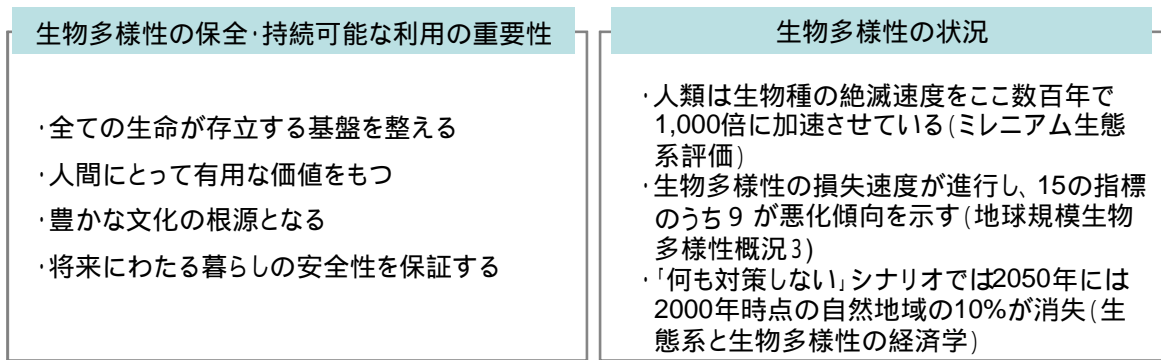
第 3 部：生物多様性地域戦略の策定過程等における参加・連携等の手法

第 4 部：生物多様性地域戦略の内容検討及び推進・進行管理の手法

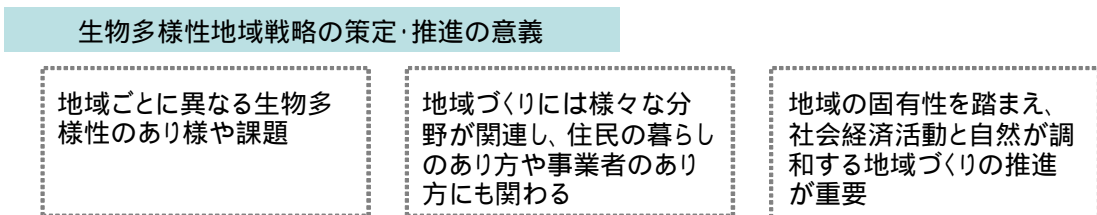
参考資料

1. 生物多様性基本法
2. 生物の分布や保護地域、土地利用等に関する既存の国等のデータ
3. 生物多様性国家戦略 2010 の施策の体系
4. 生物多様性に関する法律の概要
5. 生物多様性地域戦略等の事例
  - 事例 1：第三次生物多様性国家戦略
  - 事例 2：千葉県「生物多様性ちば県戦略」
  - 事例 3：滋賀県「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想（ビオトープネットワーク図）」
  - 事例 4：兵庫県豊岡市「コウノトリの野生復帰への取組をきっかけとする生物多様性保全の取組」
6. 生物多様性評価の事例：環境省 生物多様性総合評価の概要

4. 手引きの概要



↓  
**生物多様性地域戦略の策定・推進が必要**



↓  
 地域の持続性確保、地域の活性化につながることも期待できる  
魅力溢れる地域づくりへ

生物多様性地域戦略の要件・構成

生物多様性基本法

基本原則(第3条)

- ・地域の自然的社会的条件に応じて保全する
- ・国土・自然資源を持続可能な方法で利用する
- ・順応的アプローチ、長期的視点で保全・利用する
- ・地球温暖化問題との相互関係を認識する

地方公共団体の責務(第5条)

- ・地方公共団体は、基本原則に則り、国の施策に準じた施策、地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな施策を策定・実施する

地方公共団体による施策の実施(第27条)

- ・地方公共団体は、総合的かつ計画的な推進を図りつつ施策を実施する

生物多様性地域戦略の策定等(第13条)

- ・地方公共団体は生物多様性国家戦略を基本とし、地域戦略の策定に努める(努力義務)

生物多様性地域戦略で定めるべき要件(第13条第2項)

対象とする区域

区域内の生物多様性保全・持続可能な利用の目標

区域内の生物多様性保全・持続可能な利用に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策

多様な主体の参加・連携の手法について

自然共生社会の実現には多様な主体による取組が必要

参加・連携促進

庁内関係部局との調整

策定段階から推進・進行管理(PDCA)を通じた関係主体の協力

民意の反映等

地域の実情に応じた効果的・効率的な参加連携手法

参加・連携の手法(例)

- ・専門家や関係団体へのヒアリング・アンケートの実施
- ・懇談会・検討会の設置
- ・パブリックコメントの募集 等
- 周知・広報の手法(例)
- ・印刷物の作成・配布
- ・ホームページ上での公開
- ・自治体の広報紙への掲載 等
- 庁内関係部局との調整手法(例)
- ・関係部局による連絡会議・ワーキンググループの設置
- ・照会 等

生物多様性地域戦略の内容検討・推進・進行管理の手法について

現状と課題の整理:

- ・地域特性やこれまでの取組を踏まえ、課題の整理、戦略の組み立て方・効果等を検討

対象区域、目標の設定(生物多様性地域戦略の要件):

- ・行政区域を越えた課題については、広域的戦略の策定も考慮

- ・地域特性を考慮し、定性的/定量的目標を設定

- ・対象区域や目標には時間スケールも考慮

施策の立案・体系化:

- ・新規施策の立ち上げ

- ・既存施策への生物多様性の視点を反映・内部化

- ・対象区域の規模に応じた施策の検討

推進体制の検討:

- ・様々な主体との協働 庁内外における役割分担、連携体制の構築重要

- ・人的ネットワーク(研究者、地域ボランティアなど)の活用や構築

進行管理の仕組みの検討:

- ・施策の進捗状況や目標の達成状況の点検・評価の仕組みを検討(モニタリング等)

- ・点検・評価を踏まえた見直し・改善の仕組みを検討

参考資料

1. 生物多様性基本法
2. 生物の分布や保護地域、土地利用等に関する既存の国等のデータ
3. 生物多様性国家戦略2010の施策の体系
4. 生物多様性に関する法律の概要

5. 生物多様性地域戦略等の事例

事例1: 三次生物多様性国家戦略

事例2: 千葉県「生物多様性ちば県戦略

事例3: 「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想(ビオトープネットワーク図)

事例4: 豊岡市「コウノトリの野生復帰への取組をきっかけとする生物多様性保全の取組」

6. 生物多様性評価の事例: 環境省生物多様性総合評価の概要

# 生物多様性地域戦略策定の手引き

平成 22 年 5 月

環 境 省

# 目 次

はじめに .....	1
第 1 部：生物多様性地域戦略の必要性 .....	2
1.1 なぜ、生物多様性の保全・持続可能な利用が重要なのか？ .....	2
1.2 “生物多様性”とは？ .....	6
1.3 国内外の動向 .....	11
第 2 部：生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の全体像 .....	13
2.1 生物多様性地域戦略の要件等 .....	13
2.2 生物多様性地域戦略の構成 .....	23
2.3 生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の概要 .....	26
第 3 部：生物多様性地域戦略の策定過程等における参加・連携等の手法 .....	27
3.1 参加・連携等に関する考え方 .....	27
3.2 策定過程における参加・連携等の手法 .....	28
3.3 推進・進行管理における参加・連携等のあり方 .....	31
第 4 部：生物多様性地域戦略の内容検討及び推進・進行管理の手法 .....	32
4.1 現状と課題の整理 .....	32
4.2 生物多様性地域戦略の対象区域、目標等の設定 .....	36
4.3 施策の立案・体系化 .....	38
4.4 推進体制の検討 .....	39
4.5 進行管理の仕組みの検討 .....	41
参考資料 .....	44
1. 生物多様性基本法 .....	45
2. 生物の分布や保護地域、土地利用等に関する既存の国等のデータ .....	53
3. 生物多様性国家戦略 2010 の施策の体系 .....	55
4. 生物多様性に関する法律の概要 .....	59
5. 生物多様性地域戦略等の事例 .....	64
6. 生物多様性評価の事例：環境省 生物多様性総合評価の概要 .....	72

# はじめに

## 手引き策定の背景

地球の悠久の歴史の中で育まれてきた多種多様な生物は、それぞれが個性を持つと同時に様々な関係でつながっており、そのような生物多様性から生まれる恵みは、過去の世代から現在の世代に引き継がれてきたように、将来の世代に継承されるべきものです。

生物多様性基本法（平成 20 年 6 月施行）では、地方公共団体の責務や生物多様性地域戦略の策定の努力義務が規定され、生物多様性国家戦略 2010（平成 22 年 3 月閣議決定）でも、地方公共団体の参画の重要性が明記されています。

国際的にも、生物の多様性に関する条約<sup>1</sup> 第 9 回締約国会議<sup>2</sup>（平成 20 年 5 月開催）で「都市・地方政府の参加促進決議」が採択されています。

このような動きを踏まえて、環境省では、国民の生物多様性に対する理解を深め、「自然共生社会」を構築するために、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体といった多様な主体が参画・連携し、生物多様性に関する取組を推進するための施策を展開しており、本手引きは、その一環となるものです。その他の施策としては、例えば、事業者向けには「生物多様性民間参画ガイドライン（平成 21 年 8 月 環境省）」、国民向けには「国民の行動リスト（平成 21 年 3 月 環境省）」を策定・公表しています。

1 生物の多様性に関する条約：以下、「生物多様性条約」という

2 締約国会議：以下、「COP」という

## 手引きの目的

本手引きは、生物多様性基本法第 13 条に基づいて、都道府県、市町村が生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を策定する際に参考となるような基本的な情報を示すことを通じて、各地域の自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することを目的としています。

## 手引きの内容・性格

本手引きは、生物多様性地域戦略の必要性、策定・推進・進行管理の手法等について参考となるような基礎的な情報の提供を行うものです。

生物多様性地域戦略を策定する際に、その地域の実情に応じて、地方公共団体が合理的と判断される範囲でご活用ください。

また、この手引きは、現段階での知見等をもとにまとめたものであり、今後、生物多様性の状況や、国際的な取組の進展、社会的な理解や知見の集積、地方公共団体の取組の状況等に応じて、段階的・発展的に改訂していく予定です。

## 手引きの対象

本手引きは、主に、都道府県・市町村の実務担当者を対象としています。また、地域の幅広い関係者にとっても地域の生物多様性を考えるための参考となる情報が含まれています。

## 第1部：生物多様性地域戦略の必要性

### 1.1 なぜ、生物多様性の保全・持続可能な利用が重要なのか？

#### (1) 生物多様性の保全・持続可能な利用の意義

生物多様性とは、簡単にいえば、人間も含め、同じ種類の生き物の中にもそれぞれの個性があったり、地域に特有の様々な種類の生き物がいたり、さらに、森林や湿原、河川、海岸など様々なタイプの自然があることをいいます。この生物の“多様さ”は、人類の生存や存続の基盤となり、また、地域固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えています(参考資料1 生物多様性基本法(前文)参照)。生物多様性の保全・持続可能な利用の重要性を示す理念として、生物多様性国家戦略2010では以下の4つが挙げられています。

#### すべての生命が存立する基盤を整える

地球上の生物は、生態系というひとつの環の中で深く関わり合い、つながり合って生きています。動物や植物の呼吸に必要な酸素は、数十億年の間に植物の光合成により生みだされてきたものです。雲の生成や雨を通じた水の循環、それに伴う気温・湿度の調節も、植物の葉からの蒸発散や、森林や湿原などが水を蓄える働きが関係しています。豊かな土壌は、生物の死骸や植物が分解されることにより形成され、森から窒素・リン等の栄養分が河川を通じて海までつながり、豊かな生態系を育てています。このように、生物多様性は現在及び将来の「すべての生命が存立する基盤」を整えています。

#### 人間にとって有用な価値をもつ

私たちの生活は、食べもの、木材、繊維、医薬品など多様な生物を利用することによって成り立っています。

農作物は、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などの様々なつながりの中で育ちます。また、海の幸である水産物も、プランクトンや海藻、貝、魚などのつながりがもたらしてくれます。

生き物の遺伝的な情報、機能や形態も私たちの生活の中でなくてはならないものとして利用されています。鎮痛・解熱剤のアスピリンは、ヤナギの樹皮の成分として発見され、現在はこれを手本に合成されています。農作物の品種改良は、野生の種がもつ豊かな遺伝情報の中から、味が良い、病気に強いといった優れた性質を選び出すことよって行われてきました。工業分野でも、雨水をはじくハスの葉の表面構造をまねて汚れの付きにくい塗料が開発されるなど、生き物がもつ素晴らしい機能は、将来の技術開発の可能性を秘めた宝の山といえます。生物多様性は私たちの暮らしを支える「有用な価値」をもっています。

## 豊かな文化の根源となる

私たち日本人は、四季の移ろいとともに変化する風景、鳥や虫の声、山や海の幸をもたらす豊かさと、災害をもたらす荒々しさを持ち合わせた自然を前に、独特の自然観を育み、様々な知識、技術、豊かな感性を培ってきました。生物多様性は、こうした精神の基盤を形成するとともに、食文化、工芸、祭りなど地域固有の財産ともいべき文化の根源にもなっています。例えば、それぞれの地域の微生物と食材などは、漬物、味噌、しょうゆ、日本酒などの地域固有の食文化と関係しています。

また、豊かな自然に接し、学ぶ機会を子どもたちに提供することが、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のために必要とされています。生物多様性は、「豊かな文化の根源」となっています。

## 将来にわたる暮らしの安全性を保证する

私たちの暮らしは、健全な生態系に守られています。

例えば、スマトラ沖地震による大津波が発生した際、サンゴ礁やマングローブなど自然の海岸線が残されていた地域では、津波の被害をより小さくすることができたという報告があります。

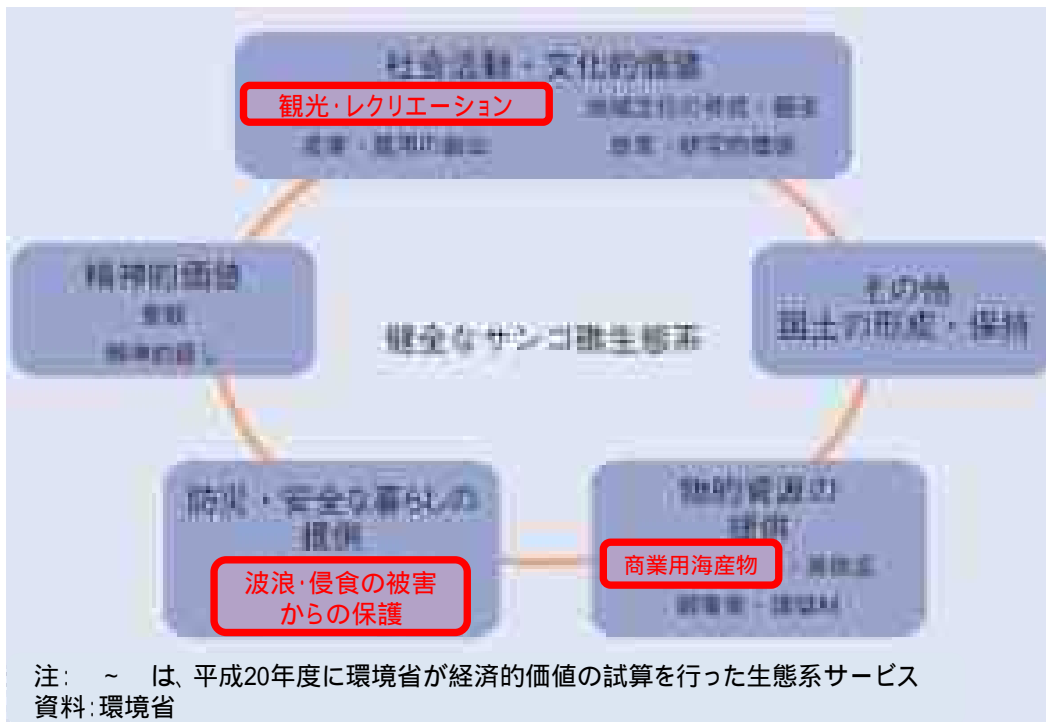
森林を適切に保全し、多様で健全な森林づくりを進めることや地形の不適切な改変を避けることなどは、土砂の流出・崩壊防止、安全な飲み水の確保に寄与すると言えます。

生物多様性を尊重して暮らしの安全性を考えることは、特に世代を超えた長期のスケールで見た場合、「将来にわたる暮らしの安全性を保证する」ことにつながります。

このように生物多様性は私たちのいのちと暮らしを支え、様々な恵みをもたらしてくれる、私たちにとって非常に重要で意義深いものですが、1.2の「(2)日本における生物多様性の危機」及び「(3)世界の生物多様性の状況」で後述しているように、様々な危機に瀕している状況です。

参考「生物多様性国家戦略 2010 第1部第1章第2節、第3節」





### サンゴ礁の生態系サービス

#### 日本のサンゴ礁の生態系サービスの経済的評価の試算結果

サンゴ礁の生態系サービス	経済的価値（億円／年）
観光・レクリエーションの提供	2,399
商業用海産物の提供	107
波浪・浸食の被害からの保護	75～839

出典：「平成20年度第2回サンゴ礁保全行動計画策定会議資料」（環境省）

## (2) 生物多様性地域戦略を策定する意義

### なぜ生物多様性地域戦略が必要なのか

生物多様性のあり様や課題は地域ごとに異なっています。

自然環境は、地史、気候、植生、動植物相などの様々な側面において地域ごとに異なっています。相対的に自然性の高い地域もあれば、人間活動が優先する都市地域もありますし、自然の質や人為の干渉が中間的な里地里山・田園地域もあります。山岳地域もあれば、沿岸・海洋地域もあります。

課題についても地域ごとに様々です。

生物多様性に関する取組を進めるために事業者や住民等多様な主体とどのように連携し、協働を図るか、教育・学習・体験の推進をどう図るか、大量の自然資源を消費して成り立つ私たちのライフスタイルを生物多様性に配慮したものにどう転換していくかといったようなことを主な課題とする地域もあるでしょう。

人口の減少と高齢化が進む中で里地里山の維持管理をどのように行うか、農産物や植生などへの鳥獣被害をどのように防ぐか、さらに農林水産業の振興や森林の保全管理を通じた生物多様性の保全を課題とする地域もあるでしょう。

また外来種対策等による多様な野生生物をはぐくむ空間づくり、都市における緑地の保全も含めて、生態系ネットワークの形成や自然再生を課題とする地域もあるでしょうし、地球温暖化の緩和と影響への適応が課題として認識されている地域もあるでしょう。

生物多様性のあり様や課題等の地域の固有性を踏まえて、人間の社会経済活動と自然が調和する地域づくりを進めていくことが大切です。

各地方公共団体は生物多様性地域戦略において、そのための方向性、各主体の担う役割、施策等を定めていくことが期待されています。また、地方公共団体が関連各分野の施策に積極的に取り組むことによって、生物多様性保全やその持続可能な利用に大きな役割を果たすことができます。

### 様々な分野が関係する

上記のことを踏まえると、そのような地域づくりには、環境部局、農林水産部局、社会資本整備部局、教育部局など様々な行政分野が関わってきます。また住民の暮らしのあり方や事業者のあり方とも関わってきます。

### より良い地域社会の実現につながる

このような観点を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用を地域レベルで確保していくことは、地域社会そのものを豊かで、持続的なものにしていくことに他なりません。地域における適切で継続的な営みによる生物多様性豊かな地域づくりが、地域の子どもから高齢者までの人のつながりにも結びつくかもしれません。また生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景やそれに基づく豊かな文化が引き継がれることで地域への誇りや愛着の感情を引き起こし、人を引きつけ、地域の活力につながることも考えられます。

例えば、兵庫県豊岡市では、コウノトリの野生復帰への取組をきっかけに生物多様性保全

の取組が進み、それが地域の活性化などにもつながっています

詳細は、参考資料5(事例4)兵庫県豊岡市を参照

地域における様々な主体が関わり合って地域戦略をつくり、行動することが、社会経済活動と自然が調和した魅力あふれる地域づくりにつながります。

## 1.2 “生物多様性”とは？

### (1) “生物多様性”とは？

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間(種)の多様性、種内(遺伝子)の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

#### 生態系の多様性

地球上、あるいは特定の地域に様々なタイプの自然があることです。例えば、干潟、サンゴ礁、自然林や里山林、人工林などの森林、湿原、大小の河川などがそれぞれの地域の特徴をもって存在していることが挙げられます。

#### 種の多様性

地球上、あるいは特定の地域に様々な種類の生物が生息・生育している状況のことです。日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、様々な種類の生物が生息・生育しています。

#### 遺伝子の多様性

同じ生物種内のグループにも、遺伝子による違いがあることです。例えば、ゲンジボタルの発光周期が中部山岳地帯の西側と東側で異なる、アサリの貝殻の模様が千差万別である、などの例があります。

このような生物多様性をもっと分かりやすく伝えるには、「つながり」と「個性」という言葉で言い換えることもできます。「つながり」は、生物同士のつながりや世代を超えた生命のつながりです。また、日本と世界、地域と地域、水の循環などを通した大きなつながりもあります。「個性」は、同じ種であっても個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることでもあります。

「つながり」と「個性」は長い進化の歴史により創り上げられたものであり、こうした側面を持つ「生物多様性」が、様々な恵みをもたらしてくれます。

ここでいう「多様」であることは、単に生物の種数等が多ければ多いほど良いということではない点に注意が必要です。例えば、高山帯の生態系は生育・生息する生物の種数が多いわけではなくとも、それ自体が地域固有の生態系タイプとして重要な価値を持つものです。

参考「生物多様性国家戦略2010 第1部第1章第1節」

## (2) 日本における生物多様性の危機

生物多様性国家戦略 2010 では、日本国内の生物多様性の危機の構造に関して、3 つの危機、及びこれに加えて地球温暖化による危機について言及しています。

### 第一の危機

人間活動や開発等、人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響のこと。例えば、めずらしい生きものの乱獲や盗掘などの人間活動や開発が直接的にもたらす種の減少や絶滅、生態系の破壊、分断、劣化を通じた生物の生息・生育空間の縮小、消失。

### 第二の危機

自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響のこと。

生活様式・産業構造の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが弱まることによる里地里山などの環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化が起きています。例えば、かつては、薪や炭、屋根葺きの材料などを得る場であった里山や草原が利用されなくなった結果、その環境に特有の生きものが絶滅の危機に瀕しています。一方、シカ、イノシシ等が分布を拡大して農林業被害や生態系への影響が発生するなど様々な問題を引き起こしています。

### 第三の危機

外来種や化学物質など人為的に持ち込まれたものによる生態系の攪乱。

国内の他の地域から持ち込まれたものも含め、ブラックバスやマングースなどの外来種は、在来の生物を捕食する、生息・生育場所やエサをめぐることで在来の生物と競合する、近縁種と交雑し遺伝的な攪乱をもたらすなどにより、地域固有の生態系を脅かしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、生態系に影響を与えるおそれがあります。

### 地球温暖化による危機

地球温暖化の進行による地球上の生物多様性に対する影響のこと。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、第 4 次評価報告書（2007）において、気候システムに温暖化が起こっていると断定し、現在生じている影響、将来生じると予測される影響等について最新の知見を明らかにしました。生物多様性は、急激な気候変動に対して特に脆弱で、同報告書によれば、全球平均気温の上昇が 1.5～2.5 を超えた場合、これまで評価対象となった動植物種の約 20～30% は絶滅リスクが高まる可能性が高いと予測されています。

現在も、既に温暖化の影響とみられる事例が報告されています（例：海氷の融解の早まりによるホッキョクグマへの影響、日本におけるソメイヨシノの開花の早まりなど）。

参考「生物多様性国家戦略 2010 第 1 部第 2 章第 1 節～第 3 節」

### (3) 世界の生物多様性の状況

国際的な視点で見ても、生物多様性は大きく損なわれつつあります。世界の生物多様性の状況については、ミレニアム生態系評価、地球規模生物多様性概況 2、生態系と生物多様性の経済学などで示されています。

#### ミレニアム生態系評価 (MA)

ミレニアム生態系評価は、2001 年から 2005 年にかけて、95 カ国から 1,360 人の専門家が参加して地球規模の生物多様性や生態系に関する評価を行ったものです。この評価は、生態系サービス（人々が生態系から得ることのできる、食料、水、気候の安定などの便益）に着目し、生物多様性と人間生活との関係をわかりやすく示しています。

代表的な 24 の生態系サービスについて、地球規模での状態や変化の傾向を評価した結果、向上しているものはわずか 4 項目（穀物、家畜、水産養殖、気候調節）で、15 項目（漁獲、木質燃料、遺伝資源、淡水、災害制御など）では悪化しているか、持続できない形で利用されていることがわかりました。

温帯草原の 3 分の 2 以上の面積、熱帯乾性広葉樹林や温帯広葉樹林の 2 分の 1 以上の面積が 1990 年までに改変されているなど、世界の生態系が人為によって改変された量を陸上の生態系タイプごとに示し、世界の生態系が 20 世紀後半に人類の歴史上かつてない速さで変化したことが指摘されました。

人間は種の絶滅速度をここ数百年でおよそ 1,000 倍に加速させており、人間が根本的に地球上の生物多様性を変えつつあることが示されました。

ミレニアム生態系評価は、このような評価を通じて、現在の人間活動や社会システムのあり方に警鐘を鳴らし、順応的な生態系管理の重要性を説いています。

参考「生物多様性国家戦略 2010 第 1 部第 2 章第 4 節」

## 地球全体の生態系サービスの状態

機能	区分	状況	注
<b>供給サービス</b>			
食料	穀物		生産量が大幅に増加
	家畜		生産量が大幅に増加
	漁獲		漁獲過剰により生産量が減少
	水産養殖		生産量が大幅に増加
	野生下の食物		生産量が減少
繊維	木材	+ / -	ある地域では森林が減少、他の地域では増加
	綿、麻、絹	+ / -	ある繊維では生産量が減少、その他では増加
	木質燃料		生産量が減少
遺伝子資源			絶滅や作物の遺伝子資源の損失による減少
生化学物質、自然薬品、医薬品			絶滅や過度採取による消失
水	淡水		飲用、工業用、灌漑用の非持続的な使用・水力エネルギーの量は変わらないが、それを使用するダムは向上
<b>調整サービス</b>			
大気質の調節			大気自浄能力は低下
気候の調節	地球全体		20世紀の半ば以降は正味の炭素固定源となる
	地域及び地方		負の影響の方がまさる
水の制御		+ / -	生態系の変化と場所によって異なる
土壌侵食の抑制			土壌劣化が進む
水の浄化と廃棄物の処理			水質が低下
疾病の予防		+ / -	生態系の変化によって異なる
病虫害の抑制			殺虫剤の使用により自然による抑制能力が低下
花粉媒介			花粉媒介者の数が世界的に明らかに減少
自然災害の防護			自然緩衝地帯(湿地、マングローブ)が消失
<b>文化的サービス</b>			
精神的及び宗教的価値			神聖な林地と生物種が急激に減少
審美的価値			自然の土地が質的・量的に減少
レクリエーション及びエコツーリズム		+ / -	利用可能な地域が多くなるが、多くのところで質が低下

凡例：

= 向上

= 劣化

+ / - = 混合（傾向は、過去 50 年にわたって増加及び減少している。あるいは、いくつかの項目/地域では増加していて、他では減少している。）

出典： ミレニアム生態系評価報告書

## 地球規模生物多様性概況（GBO）

地球規模生物多様性概況（略称 GBO）は、生物多様性条約事務局が条約の実施状況を明らかにするために作成・公表しているものです。生物多様性条約では、2002 年 4 月の生物多様性条 COP6 で「2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という 2010 年目標を採択しており、2010 年 5 月に公表された「地球規模生物多様性概況第 3 版（略称 GBO 3）」では、この 2010 年目標の進捗状況を 21 の個別目標や 15 の指標を用いて評価し、21 の個別目標の中で、地球規模で達成されたものはなく、15 の指標のうち、9 の指標で悪化傾向が続いているなど、地球規模で生物多様性の損失が継続していることを示しています。

参考「生物多様性国家戦略 2010 第 1 部第 3 章第 1 節」

## 生態系と生物多様性の経済学（TEEB）

2007 年 3 月、ポツダム（ドイツ）で行われた G8+5 カ国の環境大臣会合において、生態系や生物多様性がもたらす便益や損失を経済的な価値として指標化し、それを将来の政策や市場取引に反映させることが重要であるという認識のもと、「生態系と生物多様性の経済学（The Economics of Ecosystems & Biodiversity）」（略称 TEEB）の研究プロジェクトが開始されました。TEEB は、2006 年に発表され、世界的な注目を集めた「気候変動の経済学（通称 スターン・レビュー）」にちなんで、生物多様性版 スターン・レビューとも呼ばれています。

研究チームは 2009 年 8 月、生物多様性条約 COP9 において中間報告を公表し、「何も対策しない」シナリオでの 2050 年の状況を以下のように予測しています。

農地転換、社会基盤の拡大、気候変動などにより、2000 年に存在していた自然地域のうち 11% が失われる。

負荷の少ない形態の農業に使われている土地のおよそ 40% が集約型農業に使われ、更なる生物多様性の損失をもたらす。

サンゴ礁の 60% が、2030 年までに、漁業、海洋汚染、病気、侵略的外来種、白化などにより消滅する。

また、生物多様性の重要性を考慮した政策決定を促すために、生態系サービスと生物多様性の損失によるコストを正当に評価し、貧困層や将来世代に配慮することが重要であると指摘しています。

今後、特定の生態系について経済評価を実施すると共に、政策決定者や行政官向けの「政策ツール」を検討し、最終報告書を 2010 年の COP10 において公表する予定となっています。

出典：「生態系と生物多様性の経済学 中間報告」（European Communities 2008 “The Economics of Ecosystem and Biodiversity: an interim report”）

## 1.3 国内外の動向

### (1) 国際的な動向

生物多様性の問題に対して、国際的には、1992年、ブラジルで開催された国連環境開発会議（地球サミット）に合わせ、生物多様性条約が採択されました。条約は、その後1993年に発効し、2010年3月現在の締約国数は193ヶ国となっています（日本は、1993年に締約国として本条約を締結）。

条約では、「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」、「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」を目的として掲げており、本条約の下で様々な取組が進められています。

2008年5月に開催された生物多様性条約COP9における都市・地方政府の参加促進決議では、「都市・地方政府が、都市の開発計画や土地利用、消費者への啓発等の活動において大きな役割を果たし、国家や条約の生物多様性の目的達成に貢献する」ことが認識されるなど、国際的にも、地域レベルでの生物多様性に係る取組が重視されつつあります。

また、COP9の中で2010年10月のCOP10が愛知県名古屋市で開催されることが決定しました。2010年は2010年目標（1.2（3）GBO2の項参照）の達成状況の評価を行う年であることから、その検証やポスト2010年目標等についても議論される節目の会議となります。開催国・議長国である日本は国際的なイニシアティブを発揮することが求められており、議長国としての責務は次の締約国会議、COP11（2012年）まで続くこととなります。

### (2) 国内の動向

生物多様性条約では、第6条において、各国政府が生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略を策定することを求めています。これを受けて、日本においても1995年10月に最初の生物多様性国家戦略を策定し、その後、2002年3月に国家戦略を大きく見直した新・生物多様性国家戦略を策定、さらに、これを全面的に見直し、2007年11月に第三次生物多様性国家戦略を策定しました。

その後、2008年6月には生物多様性基本法が制定され、生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定されました。また法律では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本原則、各主体の責務、国の基本的施策等について定めています。

このような状況の中で、2010年3月、生物多様性基本法に基づく初めての生物多様性国家戦略である生物多様性国家戦略2010が策定されました。生物多様性国家戦略2010に基づき、国は「生物多様性地域戦略策定の手引き」の普及や各地域の取組事例の紹介等によって、生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組を促すこととしています。

生物多様性基本法の中では、地域の取組に関連する事項として、地方公共団体の責務や、地域レベルでの生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画（以下、「生物多様性地域戦略」）の策定の必要性も明示されました。このような状況の中、平成22年3月現



在で既に千葉県、滋賀県、愛知県、埼玉県、長崎県、兵庫県、流山市、名古屋市、高山市等で策定されており、その他の地方公共団体においても策定や策定に向けた検討が進められています。

### **(3) 求められる地域の対応**

このような国内外の動向の下、生物多様性国家戦略を基本として、全ての地方公共団体で早い段階で、地域の自然的社会的特性をふまえた生物多様性地域戦略を策定し、関係する主体との協力の下でこれに基づく取組を推進していくことが求められています。

参考「生物多様性国家戦略 2010 前文、第 1 部第 4 章第 2 節」

## 第 2 部：生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の全体像

### 2.1 生物多様性地域戦略の要件等

生物多様性基本法では、第 3 条で生物多様性の保全・持続可能な利用の「基本原則」について、第 5 条で「地方公共団体の責務」について、第 13 条で「生物多様性地域戦略の策定等」について、第 27 条で「地方公共団体の施策」について定めています。

#### (1) 基本原則（第 3 条）

- 1 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。
- 2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。
- 3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。
- 4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。
- 5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

### 参考：エコシステムアプローチの考え方

前ページの生物多様性基本法の第3条3項はエコシステムアプローチの考え方を背景としています。

また生物多様性国家戦略2010(第1部の「第1節 基本的視点」の「1.科学的認識と予防的順応的態度」)でも、この考え方を踏まえた記述がされています。

エコシステムアプローチは、生物多様性条約COP5で合意された考え方で、以下の12の原則と5つの運用指針から成り立っています。

#### 12の原則

1. 土地資源、水資源、生物資源の管理目的は、社会的選択による
2. 管理は、最も下位の適切なレベルまで浸透されるべき
3. 生態系管理者は、彼らの行動による近隣及び他の生態系に対する影響(実際又は可能性)を考慮すべき
4. 管理により取得されうる物を認識しつつ、常に経済的観点から生態系を理解し、管理する必要がある。いずれの生態系管理プログラムも
  - (a) 生物多様性に悪影響を及ぼす市場のゆがみを軽減し、
  - (b) 生物多様性保全と持続可能な利用を促進する奨励措置を調整し、
  - (c) 可能な範囲で、生態系における損失と利益を内部化すべき
5. 生態系のサービスを維持するために、生態系の構造と機能を保全することが、エコシステムアプローチの優先目標であるべき
6. 生態系はその機能の範囲内で管理されなければならない
7. エコシステムアプローチは、適切な空間的・時間的広がりで実施されるべき
8. 生態系の作用を特徴づける時間的広がり多様さや遅延効果を認識しつつ、生態系管理の目標は長期的に策定されるべき
9. 管理するにあたって、変化は避けられないことを認識すべき
10. エコシステムアプローチでは、生物多様性の保全と利用の適切なバランスと統合に努めるべき
11. エコシステムアプローチでは、科学的な知識、固有の地域の知識、革新的なものや慣習などあらゆる種類の関連情報を考慮すべき
12. エコシステムアプローチは、関連する社会のセクター、科学的分野のすべてを巻きこむべき

#### エコシステムアプローチの適用のための5つの運用指針

- ・ 生態系における機能的な関係と作用への着目
- ・ 利益の衡平配分の推進
- ・ 順応的管理の実践の利用
- ・ 取り組む課題に適切な空間的広がり、また可能な限り最も下位のレベルへの浸透による管理の実行
- ・ セクター相互の共同を確保

## (2) 地方公共団体の責務（第 5 条）

地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその他地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (3) 生物多様性地域戦略の策定等（第 13 条）

- 1 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

生物多様性地域戦略の策定は、我が国の生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進する上で、国が策定した生物多様性国家戦略に基づく全国的な視野に立った施策だけでなく、各地域の自然的社会的条件に応じた、よりきめ細かな取組が必要であることを踏まえたものです。

一般的に地方公共団体が策定する計画は、各都道府県や市町村を単位に策定されますが、生物多様性に関する問題は河川の流域や山地などのように行政区域とは無関係な区域をまとまりとすることから、生物多様性基本法の第 13 条では、地方公共団体が「単独又は共同」して「生物多様性地域戦略の対象とする区域」等を定めることができることとなっています。

例えば、河川の流域、島嶼群、半島、山地など、生物多様性の観点から一定のまとまりを有する地域について、隣接する地方公共団体が共同して戦略を策定することで、情報共有や合意形成が効率的に図られ、地域全体として統一的な方向で生物多様性に関する取組を進めやすくなるといった面も期待できます。

### < 生物多様性地域戦略の要件 >

- 2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
  - 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
  - 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に構ずべき施策
  - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

生物多様性地域戦略で定めるべき事項は、上記第 13 条第 2 項の 1 ~ 4 号です。

したがって、生物多様性地域戦略は、最低限、「対象とする区域」「目標」「総合的かつ計画的に構ずべき施策」を含むことが要件となります。なお、一般には、目標や施策の内容を検討するための前提として、その区域の生物多様性の現状と課題の整理が必要です。

また、第 1 部 1.1 で述べたように、地方公共団体の様々な行政分野の施策が、生物多様性に関する施策として整理されることが期待されます。

(この 1 ~ 4 号の各要件の中には、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針」を定めるような規定が入っていません。これは、生物多様性地域戦略が「生物多様性国家戦略を基本として(第 13 条第 1 項)」定められ、また、国家戦略に基本的な方針が定められる(生物多様性基本法 11 条第 2 項第 1 号)ことから、必須とまでは言えないためです。(「生物多様性国家戦略 2010」の概要については、2.1(5)参照))

- 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

#### (4) 地方公共団体の施策（第 27 条）

地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

上記の「前節に定める国の施策」については、第 14 条から第 26 条に述べられています。下記にその概要を紹介します。

条文は、参考資料 1 生物多様性基本法を参照

（地域の生物の多様性の保全）

第 14 条

第 1 項

・保全すべき地域について国が保全、再生等の必要な施策を講ずる旨が記載されています。

第 2 項

・人の手が入った里地里山、田園地域等について国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

第 3 項

・保全すべき地域を核としてこれらを有機的につなぎ、生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成について国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

（野生生物の種の多様性の保全等）

第 15 条

第 1 項

・野生生物全般についてその生息等の状況の把握・評価及び個体の保護について、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

第 2 項

・特定の野生生物が生態系や人に対して被害を生じさせているような場合にあっては、生態系のバランスを保ち、人と野生生物との適切な関係を保つため、国が必要な措置を講ずべき旨が記載されています。

（外来生物等による被害の防止）

第 16 条

第 1、2 項

・生態系に大きな影響を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物及び特定の化学物質等について国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

（国土及び自然資源の適切な利用等の推進）

第 17 条

・前 3 条までは「保全」に関する基本的な施策ですが、本条から第 19 条までは「持続可能な利用」

に関する基本的施策が記載されています。

- ・生物多様性は、地形・地質、気候等の自然的基盤と人々の暮らしが関わり合って形作られてきたものであり、この生物多様性を保全、利用していくためには国土及び自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(生物資源の適正な利用の推進)

#### 第 18 条

- ・医薬品や品種改良等に有用な生物資源の利用について、国が適正な利用を図り、有効活用のための研究等の必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

#### 第 19 条

##### 第 1 項

- ・事業活動における生物多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するため、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

##### 第 2 項

- ・生物多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、国民に対し事業活動に係る生物多様性への配慮に関する情報公開、生物多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進等について、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

#### 第 20 条

- ・地球温暖化の防止等に資するよう、多くの炭素を固定している森林や湿原、草原等を保全し、里山や二次草原の維持管理行為の結果発生する間伐材や草木等のバイオマスの利用の推進等について、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

#### 第 21 条

##### 第 1 項

- ・生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の適正な策定及び実施に必要な、省庁間連携の強化、多様な主体との連携・協働について国が努めるよう記載されています。

##### 第 2 項

- ・政策立案段階において民意を積極的に反映し、政策立案過程の公平性・透明性を確保するため、多様な主体から意見を求め、その内容を適宜政策の立案、形成に反映するよう国に求めている旨が記載されています。

##### 第 3 項

- ・生物多様性の保全上重要な土地の買い取り(ナショナル・トラスト運動等)等の活動を推進するため、税制優遇措置や関連制度の見直し等を講ずるよう記載されています。

( 調査等の推進 )

第 22 条

第 1 項

- ・生物多様性に関する施策を適切に実施するため、調査や資料収集、体制の整備、情報収集等を継続して行うため、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

第 2 項

- ・生物多様性の状況やこれから得られる恵沢（生態系サービス）を総合的かつ正確に評価するため適切な指標を開発するため、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

( 科学技術の振興 )

第 23 条

- ・生物多様性に関する施策を適切に実施するため、重要な役割を果たす科学技術の振興を図るよう、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

( 国民の理解の増進 )

第 24 条

- ・経済活動や国民生活に起因する生物多様性に関する問題に対応するため、教育の推進、人材の育成、広報活動の充実等により国民の生物多様性についての理解を深めるため、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

( 事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進 )

第 25 条

- ・生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業について、計画立案の段階から事業実施までの段階において環境影響評価を行い、その結果に基づいて、その事業における生物多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。

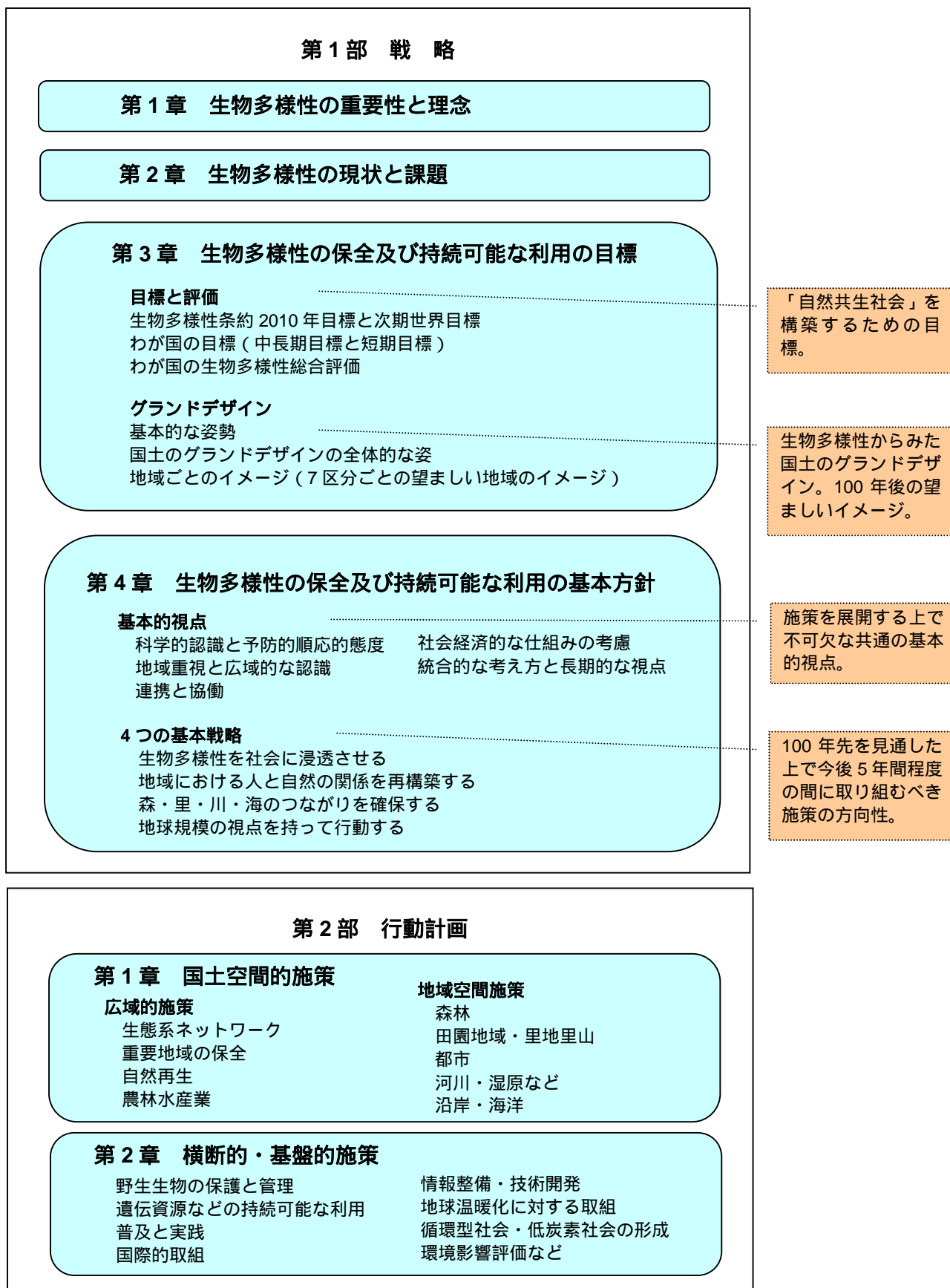
( 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 )

第 26 条

- ・我が国における生物多様性の保全等に関する施策の実施を通じて得られた成果や経験等を基に、国際貢献を推進するため、国が必要な措置を講ずる旨が記載されています。



(5) 生物多様性国家戦略 2010 の概要について



## 国家戦略の目標とランドデザイン

### 短期目標（2020年）

生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大

生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用

生物多様性の社会への浸透、新たな活動の実践

### 中長期目標（2050年）

生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする

### ランドデザイン（100年後）

#### - 基本的な姿勢 -

100年をかけて生態系を回復  
国土管理への投資の重点化・効率化、エコロジカルな国土管理  
科学的データの集積、人々の意識、行動様式の変化

個性的・魅力的な地域づくり  
国土全体の自然の質を向上、  
順応的な態度

#### 国土のランドデザインの全体的な姿

階層的・有機的に連携する国家戦略と地域戦略に基づき、十分な規模の保護地域を核とし、生態系ネットワークが国土全体を通じて形成されている。

国土全体のモニタリング体制が構築され、国土全体では種の絶滅リスクが低下し、外来種による新たなリスクの拡大はなくなっている。

農林水産業や企業活動が持続可能な方法で行われ、生物多様性の保全の取組と両立する形で国内の自然資源の有効活用が進んでいる。

国境を越えた生態系ネットワークの形成が進む。わが国が地球規模の生物多様性に与える負の影響は低下している。

生物多様性の保全と持続可能な利用が社会の仕組みに組み込まれている。生き物や自然に関する教育が充実し、市民は自然と共生した社会で新しいライフスタイルを確立する。

#### 地域ごとのイメージ

**奥山自然地域：**地方ごとにまとまりのある自然環境が、十分な広がりをもって保全されている。自然優先の管理を基本とし、人間活動による生態系への影響が最小限に抑えられている。

**里地里山・田園地域：**田んぼ、ため池などに豊かな生物多様性が保たれ、持続可能な農業が活性化している。積極的に維持管理を図ることとされた里地里山では、エコツーリズムやバイオマスなど新たな資源利用が都市住民や企業との協働により行われ、クマ、シカ、イノシシなどの鳥獣とのすみ分けが進んでいる。

**都市地域：**森のような大規模な緑地が広がり、幼い子供たちが土の上で遊び、身近に生きものとふれあえる空間が点在している。人々は生物多様性に配慮した商品を積極的に購入し、持続可能な消費行動が定着している。

**河川・湿原地域：**河川本来のダイナミズムと豊かな水量がよみがえり、河口干潟には渡り鳥が飛来し、ナマズやギンブナが河川と水田を行き来している。地下水や湧水が豊かになり、地域の生活と調和した日本らしい川が復活している。

**沿岸域：**豊かな生命をはぐくむ沿岸域では、河川上流での森づくりにより、豊かな漁場が保全されるとともに、北の海ではアザラシが、南の海ではジュゴンが泳いでいる。干潟ではアサリやシオマネキなどが豊かに生息し、人々が潮干狩りを楽しんでいる。

**海洋域：**クジラやウミガメが回遊し、ホエールウォッチングなどのエコツアーにより地域が活性化している。科学的な資源管理により持続可能な漁業が営まれている。国際的な連携により、生態系に影響を与える海洋汚染の防止や除去の取組が進んでいる。

**島嶼地域：**特有の生態系や固有の生物相の価値が住民に浸透し、外来種の侵入を防ぐため水際でのチェックが進み、島ごとに特徴ある自然をいかしたエコツアーが盛んに行われている。

## 国家戦略の基本的視点、4つの基本戦略

### 基本的視点

#### 科学的認識、予防的順応的態度

科学的客観的なデータを基礎、完全にはわかりえないことを前提とした慎重な行動と柔軟な見直し。

#### 地域重視と広域的な認識

地域活動の重要性、現場の視点・智慧の活用、流域や地球規模のつながり。

#### 連携と協働

各省間や地方・民間・住民・専門家との協働、情報公開の推進。

#### 社会経済的な仕組みの考慮

継続できる仕組みづくり(いきものブランド米、認証制度)、生物多様性の恵みの評価(森林環境税)。

#### 統合的な考え方と長期的な視点

3つの危機、3つの社会(自然共生、低炭素、循環型)の統合、将来世代への継承。

### 4つの基本戦略

#### 生物多様性を社会に浸透させる

- ・地方・企業・NGO・国民の参画を図る「いきものにぎわいプロジェクト」の展開(広報の推進、生物多様性地域戦略策定の手引きや民間参画ガイドラインの普及)
- ・専門家やNGO等が核となった市民参加型調査
- ・地域の施設を活用した社会教育の推進、人材育成の支援
- ・放課後の自然体験学習や「五感で感じる」原体験のための機会づくり
- ・生物多様性に配慮した食品や木材の購入などのライフスタイルの転換の提案

#### 地域における人と自然の関係を再構築する

- ・都市住民や企業など多様な主体による共有の資源としての管理モデルの構築
- ・緩衝帯づくりなど鳥獣と棲み分けられる地域づくりと担い手育成
- ・生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
- ・トキなど希少野生動植物の生息できる空間づくりと外来種の防除
- ・里地里山のバイオマス資源の活用など自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合

#### 森・里・川・海のつながりを確保する

- ・さまざまな空間レベルでの生態系ネットワーク計画や広域圏レベルでの図化
- ・国立・国定公園の総点検、照葉樹林・里地里山・海域などの積極的な評価
- ・地域の特性に応じた森林の整備・保全の推進による多様な森林づくり
- ・都市内の水と緑のネットワーク形成、企業とNGOの協力による緑地の保全・管理
- ・河川・湖沼・湿原・湧水・ため池・水路・水田など水域のネットワークの形成
- ・海洋の生物多様性のデータ充実や重要な海域の抽出
- ・漁業など多様な利用と両立する自主的な資源管理や海洋の保護地域のあり方の検討

#### 地球規模の視点を持って行動する

- ・COP10の成功と「ポスト2010年目標」の設定への貢献
- ・自然共生モデルの世界への発信(SATOYAMAイニシアティブ)
- ・生物多様性の総合評価(指標の開発、危機の状況の地図化、ホットスポットの選定)
- ・生物多様性分野に関する途上国の支援の強化
- ・生物多様性に関する情報の収集・整備、ネットワーク化の推進
- ・森林・湿原の保全、生態系ネットワーク構築など地球温暖化の緩和策と適応策の推進
- ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する経済的視点を導入した施策の検討

## 2.2 生物多様性地域戦略の構成

生物多様性地域戦略の構成については、各地方公共団体がその地域の特性やこれまでの取組等を踏まえて検討し、それぞれに工夫していくことが望まれます。

その際、前項で述べたように、生物多様性基本法に生物多様性地域戦略で定めるべき要件として、「目標」、「施策」等が定められていますので、留意してください。

ただし、それらの盛り込み方は様々です。

「当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に構ずべき施策」については、多数の具体的な施策を分類し、体系化して行動計画として示す方法（例 1）重要なプロジェクトとして示す方法（例 2）具体的な施策を盛り込みながら重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を戦略として示す方法（例 3）それらを組み合わせる方法など様々な方法が考えられます。

背景、現状、課題についても、体系的に示す方法（例 1）地域や生態系のタイプ別に整理して示す方法（例 2）基本認識として一括してまとめる方法（例 3）など様々な方法が考えられます。また、生物多様性国家戦略 2010 で示した 3 つの危機と地球温暖化の危機（第 1 部 1.2 参照）についてそれぞれ地域における現状を整理し、これまでの取組等を踏まえて、地域における課題の捉え方を工夫していくことなども考えられます。

その他に戦略の推進体制・進行管理、工程表など効果的な戦略とするために必要に応じて様々な内容を盛り込むことが考えられます。

生物多様性地域戦略の構成の検討に当たっての参考として、次ページから生物多様性地域戦略の構成イメージを示します。

## 例 1

### 第 1 章 戦略策定にあたって

- **策定の背景**  
国内外の生物多様性に関連した動向、戦略策定の必要性等
- **戦略の位置づけ**  
戦略の位置づけ、性格、関連する諸計画との関係等
- **生物多様性の重要性**  
生物多様性とは何か、生物多様性の重要性、生物多様性の危機等

### 第 2 章 生物多様性の現状と課題

- **現状**  
地域の生物多様性の現状やこれと人との関わりの状況、取組の現状等
- **課題**  
地域 / 生物種に係る課題、人との関わりに関する課題、取組に係る課題、体制面の課題等

### 第 3 章 基本的な考え方と目標

- **基本的な考え方**  
戦略の基本的な考え方の内容（方針、視点、対象区域等）等
- **目標**  
目標の内容、目標期間等
- **長期構想**

### 第 4 章 行動計画（具体的施策）

重要な生物の生育・生息地の保全・維持管理、自然再生、野生生物の保護管理、地域資源の活用、人と自然のふれあい促進、調査・情報整備、普及啓発、環境学習・環境教育、協働・連携、環境影響評価、広域連携、国際的取組等

### 第 5 章 推進体制と進行管理

- **推進体制**  
戦略を推進する組織の位置づけ・構成、関係主体に期待される役割等
- **進行管理**  
Plan（計画） - Do（実行） - Check（点検・評価） - Action（見直し・改善）の手順等

## 例 2

### 第 1 章 現状と課題

- **里地里山地域**  
里地里山地域における生物多様性の現状と課題、人とのかかわりの状況と課題、取組の現状と課題等
- **都市地域**  
都市地域における生物多様性の現状と課題、人とのかかわりの状況と課題、取組の現状と課題等
- **河川・沿岸地域**  
河川・沿岸地域における生物多様性の現状と課題、人とのかかわりの状況と課題、取組の現状と課題等
- . . . . .

### 第 2 章 方針と目標

- **方針**
- **目標**  
目標の内容、目標期間等

### 第 3 章 プロジェクト

- **プロジェクト 1:** 里山地域の保全・再生
- **プロジェクト 2:** 川流域における上下流一体の取組
- . . . . .

### 第 4 章 プロジェクトの工程表

## 例 3

### 第 1 章 基本認識

戦略策定の背景、戦略の位置づけ、生物多様性の現状と課題などを基本認識としてコンパクトに一括

### 第 2 章 目標

基本認識を踏まえた目標の内容、目標期間、指標等

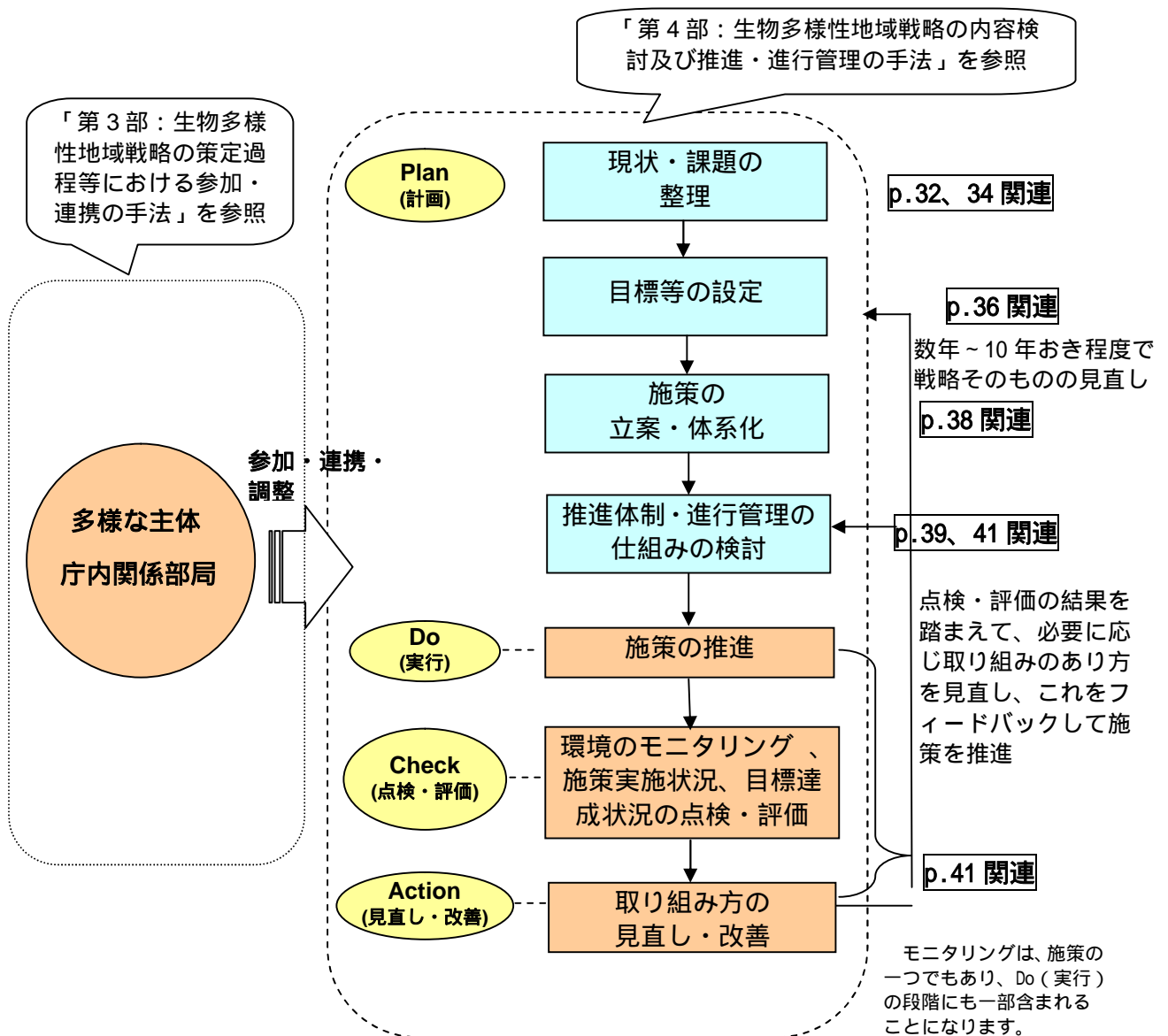
### 第 3 章 戦略

各戦略の中で具体的な施策を盛り込む

- **戦略 1: 生物多様性を社会に浸透させる**
  - 具体的施策: 生きものにふれあう機会を増やす
  - 具体的施策: 生物多様性を考慮した民間の取組の支援を拡大する
  - 具体的施策: 地域の生物多様性の状況を広報する
  - . . . . .
- **戦略 2: 地域における人と自然の関係を再構築する**
  - 具体的施策: 里地里山の保全と利用のための協働取組を推進する
  - 具体的施策: 生物多様性に配慮した農業を支援する
  - . . . . .
- **戦略 3:**
- . . . . .

## 2.3 生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の概要

生物多様性地域戦略は、策定の段階から多様な主体の参画を図ること、また、これを策定した後、戦略に書かれた内容を着実に推進し、その進行を適切に管理していくことが大切です。策定・推進・進行管理の考え方のフローの一例を以下に示します。これらは、大きくは、多様な主体の参加・連携や庁内関係部局との調整の手法に関する部分と、生物多様性地域戦略の内容そのものの検討や推進・進行管理の手法に関する部分の二つに分けることができます。そこで、本手引きでは、前者を第3部で、後者を第4部で詳しく説明していきます。



生物多様性地域戦略の策定・推進・進行管理の考え方のフロー（一例）

## 第 3 部：生物多様性地域戦略の策定過程等における参加・連携等の手法

### 3.1 参加・連携等に関する考え方

生物多様性を保全し、その恵みを将来に渡って享受できる自然共生社会を実現するには、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体といった様々な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を進めていかなければいけません。

地方公共団体においては、地域の生物多様性の固有性などを踏まえて、生物多様性を保全することや持続可能なかたちで利用することの重要性を浸透させ、様々な主体との協働や主体間の連携を促すこと等により、地域での活動を促進し、人間の社会経済活動と自然環境が調和する地域づくりを進めていくことが期待されます。また、より多くの主体と目標を共有するために、こうした取り組みによる豊かな地域社会の実現を目標設定の際の視点として考慮することも考えられます。（目標設定等については第 4 部 4.2 参照）

生物多様性地域戦略の策定とその推進にあたっては、様々な関係部局、研究者、NPO 等、事業者、住民等の参加・連携の視点等が大切です。このためには、生物多様性地域戦略の策定段階からこれらの関係者に協力してもらうことにより、策定した戦略の推進・進行管理の段階における活動に結びつけていくことが大切です。特に、生物多様性基本法第 21 条第 2 項で政策形成への民意の反映等が求められており、地方公共団体においてもこの点を留意する必要があります。

例えば、関連する計画や施策を所管している部局との調整を経て、生物多様性地域戦略を策定し、策定後の戦略に基づく施策は、その部局が主体となって実施するということが考えられます。また、例えば、研究者、NPO 等の知見を活かして戦略が策定されることにより、策定後の推進・進行管理の段階において必要かつ実施可能なモニタリング手法が明確にされ、さらにモニタリング活動への協力を得られるということも考えられます。さらに、事業者、住民の知見や価値観を活かして策定されることによって、事業活動や暮らしと生物多様性との結びつきが再認識され、住民のライフスタイル等を見直すきっかけとなることも考えられます。

一方で、参加・連携を図るための手法には様々なものがあり、また、地方公共団体においては生物多様性地域戦略の策定にかけられる労力・費用などの制約もあることから、それぞれの地方公共団体の実情を踏まえ、効果的・効率的な参加・連携のあり方を地域ごとに検討することが望まれます。なお、里地里山の保全再生活動に関する計画を作成する際の手順をまとめた「里地里山保全再生計画策定の手引き（平成 20 年 3 月 環境省）」も参考になります。

なお、生物多様性地域戦略の策定等に当たっては、国の各種の計画や施策との関連にも留意する必要があります。国における各種の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用



に関しては生物多様性国家戦略を基本とする（生物多様性基本法第 12 条第 2 項）こととされています。同様に地方公共団体においても、生物多様性地域戦略と各種の計画の整合を十分に図ることにより、当該地域戦略に基づく取組を効果的なものとする事が期待されます。さらに、この際、都道府県と市町村、隣接する地方公共団体等の相互の生物多様性地域戦略の整合性にも留意が必要です。

### 3.2 策定過程における参加・連携等の手法

生物多様性基本法第 21 条第 1 項では、国は「関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。」と規定されています。生物多様性地域戦略の策定過程等においても多様な主体の参加・連携を推進することが期待されます。（詳細は参考資料 1 生物多様性基本法を参照）

生物多様性地域戦略の策定等に当たっては、計画、実行、点検・評価、見直し・改善の過程を通じ、関係する主体への周知や意見聴取等により参加・連携等を促進することが大切です。主な手法の例として、以下のようなものが挙げられます。

#### 意見聴取等をするための主な手法の例

種類	方法	メリット
事前の専門家へのヒアリング・アンケート	・事前に専門家（大学・研究機関・博物館・郷土館等の研究者。地域の自然に詳しいアマチュア専門家、小中学校の教員等も想定される）に個別ヒアリングを行う。	・事前の情報収集・論点整理に役立つ。 ・専門的事項への理解が深まる。 ・人的ネットワークの構築につながる。
事前の関係団体へのヒアリング・アンケート	・事前に関係団体（事業者（団体）NPO 等）に個別ヒアリングを行う。	・事前の論点整理に役立つ。 ・関係団体との認識の共有が図られる。 ・人的ネットワークの構築につながる。 ・NPO 等、事業者等の取組の情報等が入手できる場合がある。
事前の市町村へのヒアリング・アンケート（都道府県の場合）	・域内の市町村の担当部局職員に個別ヒアリングを行う。	・事前の論点整理に役立つ。 ・市町村レベルの具体的な現状・課題・取組等が把握できる。 ・協力体制の構築につながる。
懇談会・勉強会	・検討組織における検討の前に有識者による話し合いの場を持つ。 ・非公開で行う場合もある。	・論点整理に役立つ。 ・現状認識等の共有が進む。

種類	方法	メリット
検討組織（検討会・委員会・協議会等）における検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員（例、専門家、住民、事業者、NPO等）によって構成される検討組織を設置する。</li> <li>・事務局が用意する骨子案、素案等をもとに会議で議論を重ね、戦略を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係主体のキーパーソンを委員にした場合、関係主体の周知と推進・進行段階の協働体制につながる可能性がある。</li> <li>・会議の公開により生物多様性地域戦略の周知が図られる。</li> </ul>
検討経過・資料の公表による意見募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性地域戦略の検討経過や、骨子案・素案等の資料を、ホームページ等を使い、公表しつつ、意見を募集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性地域戦略の周知が図られる。</li> <li>・検討の段階に応じて必要な情報を得られる場合がある。</li> </ul>
検討組織等における専門家のプレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討組織等の検討の場で、専門家がプレゼンテーションを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な視点を広く共有できる。</li> <li>・論点整理に役立つ。</li> </ul>
検討組織等における関係団体のプレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討組織等の場で、関係団体（事業者（団体）NPO等）がプレゼンテーションを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の取組や問題点・意識に関する情報を共有できる。</li> <li>・論点整理に役立つ。</li> </ul>
検討組織等における市町村へのプレゼンテーション（都道府県の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討組織等の場で、域内の市町村がプレゼンテーションを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村レベルの具体的な現状・課題・取組等が共有できる。</li> <li>・論点整理に役立つ。</li> </ul>
パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性地域戦略案について、ホームページ、印刷物、その他広報誌等の媒体を用い、一定期間意見募集を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが公平に意見を言う機会を得られる。</li> <li>・生物多様性地域戦略の周知が図られる。</li> </ul>
ワークショップの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性地域戦略の内容に関する議論を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な主体からの意見聴取が可能。</li> <li>・参加者間の合意形成及び参加者間の主体性や責任感の増加による自主的な取り組みの活発化が期待できる。</li> <li>・議論が深まることもある。</li> <li>・生物多様性地域戦略の周知が図られる。</li> </ul>
説明会・公聴会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会あるいは公聴会を開催し、その場で生物多様性地域戦略の説明や意見聴取等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な主体からの意見聴取が可能。</li> <li>・生物多様性地域戦略の周知が図られる。</li> </ul>

### 広報等をするための主な手法の例

種類	方法
印刷物による周知	・生物多様性地域戦略本体やパンフレットの印刷物を作成・配布する。
ホームページによる周知	・生物多様性地域戦略本体やパンフレットをホームページで公開する。
シンポジウムの開催	・基調講演やパネルディスカッション等を含むシンポジウムを開催する。
広報紙、広報番組等を利用した周知	・自治体で定期的に刊行している広報紙や枠を持っている番組等で生物多様性地域戦略を取り上げる。

庁内関係部局と調整するための主な手法の例として、以下のようなものが挙げられます。

### 庁内関係部局と調整するための主な手法の例

種類	方法・留意事項	メリット	留意事項
庁内関係部局による連絡会議・ワーキンググループ等における検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係部局の担当者等によって構成される連絡会議・ワーキンググループ等を設置する。</li> <li>・生物多様性地域戦略に関する認識や狙いの共有、進め方の合意形成等を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性地域戦略の策定段階における庁内体制の構築につながる。</li> <li>・庁内関係部局への生物多様性地域戦略の周知が図られる。</li> <li>・関係部局の政策の有機的な連携・新たな施策の構築につながることもある。</li> <li>・生物多様性地域戦略の策定後の推進・進行管理の段階における庁内体制の構築につながり得る。</li> </ul>	
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討組織等の場（表「意見聴取等をするための主な手法の例」参照）で、庁内関係部局が具体的な施策等について、プレゼンテーションを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点整理に役立つ。</li> <li>・生物多様性地域戦略に総合的な視点を取り込むための共通認識が得られる。</li> </ul>	
照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係部局に対して、調査票等により照会を行う。</li> <li>・照会の方法は様々である。例えば、下記のような方法が考えられる。</li> <li>例1) 事務局案の照会 事前の論点整理、検討組織等の場での各主体のプレゼンテーション、委員の意見等を元に事務局で案を作成し、庁内関係部局に対し、修正の照会をかける。</li> <li>例2) 執筆依頼 構成の合意がとれた段階で、庁内関係部局に対し、執筆例とともに関係箇所への執筆やメモ出しを依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性地域戦略の策定のための庁内関係部局の情報を得ることができる。</li> <li>・庁内関係部局への生物多様性地域戦略の周知も図られる。</li> <li>・生物多様性地域戦略の策定後の推進・進行管理の段階における庁内体制の構築につながり得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係部局の予算要求と連動すれば、より実効的な生物多様性地域戦略の策定につながる。</li> <li>・生物多様性の保全等に寄与する既存の施策を把握するために、想定される施策をあらかじめ例示するなど照会の仕方を工夫することも考えられる。</li> </ul>

生物多様性地域戦略の策定に際しては、生物多様性基本法第 27 条で準用する同法第 21 条 2 項等の趣旨も踏まえ、「連携」、「協働」の一つの方法として、地域戦略の策定段階で民意を積極的に反映するために、今まで述べてきたような参加・連携等の手法を各段階で組み合わせることでいくことが想定されます。

例えば、第三次生物多様性国家戦略は、懇談会の開催、意見公募・地方説明会の開催、中央環境審議会における検討、パブリックコメント募集、関係省庁連絡会議の開催等のプロセスを経て策定されています。また、地方公共団体の例としては、千葉県が、県民等を巻き込んだタウンミーティング及び県民会議を実施するとともに、学識経験者からなる専門委員会、庁内連絡会議も設けるなど、多様な主体との連携を図って戦略を策定しています。

詳細は、参考資料 5 (事例 1)「生物多様性国家戦略 2010」、  
(事例 2)「生物多様性ちば県戦略」を参照

### 3.3 推進・進行管理における参加・連携等のあり方

生物多様性地域戦略を策定する際に、推進・進行管理における関係主体の参加・連携、庁内関係部局との連携のあり方を検討することが期待されます。またこの際には、都道府県や市町村の役割をなるべく明確にし、施策の整合性や重複性の排除などに配慮しておくことが必要です。具体的な手法については、第 4 部において説明します。

## 第4部：生物多様性地域戦略の内容検討及び推進・進行管理の手法

### 4.1 現状と課題の整理

地域における生物多様性の捉え方、課題、現状の整理の仕方は様々であり、生物多様性基本法 13 条にあるように「生物多様性国家戦略を基本」として踏まえつつも、地域特性やこれまでの取組等を踏まえて、課題等の整理の仕方、さらに生物多様性地域戦略の組み立て方、戦略そのものに持たせる効果等を検討します。

#### (1) 地域における生物多様性の捉え方と課題の整理

地域における生物多様性の捉え方や課題を整理する方法について説明します。例えば、地域の生物多様性に関する知見を有する専門家等にヒアリングを行い、当該地方公共団体が直面している生物多様性に係る課題や捉え方を大づかみに整理したり、論点整理を行うことなどが考えられます。

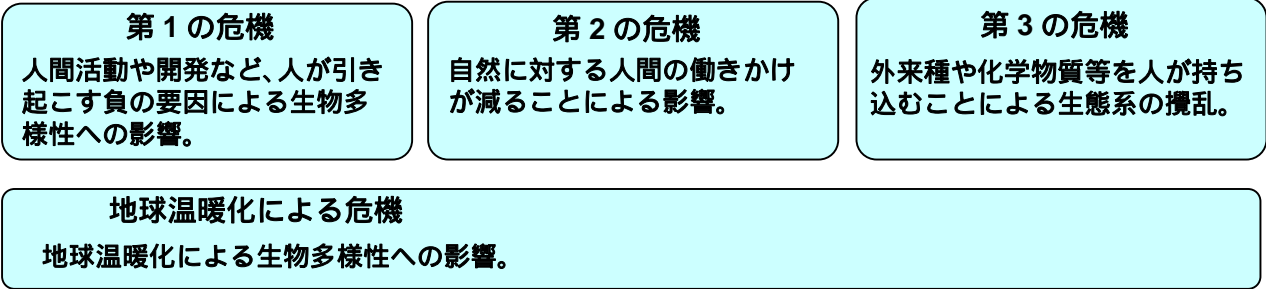
課題としては、「1.1.(2) 生物多様性地域戦略を策定する意義 (p.5)」であげたようなものも考えられます。

生物多様性国家戦略 2010 に記述されている第 1 の危機（人間活動や開発による危機）、第 2 の危機（人間活動の縮小による危機）、第 3 の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）、地球温暖化の危機をそれぞれ地域の生物多様性の現状に当てはめ、具体的な課題を抽出するののも一つの方法です。

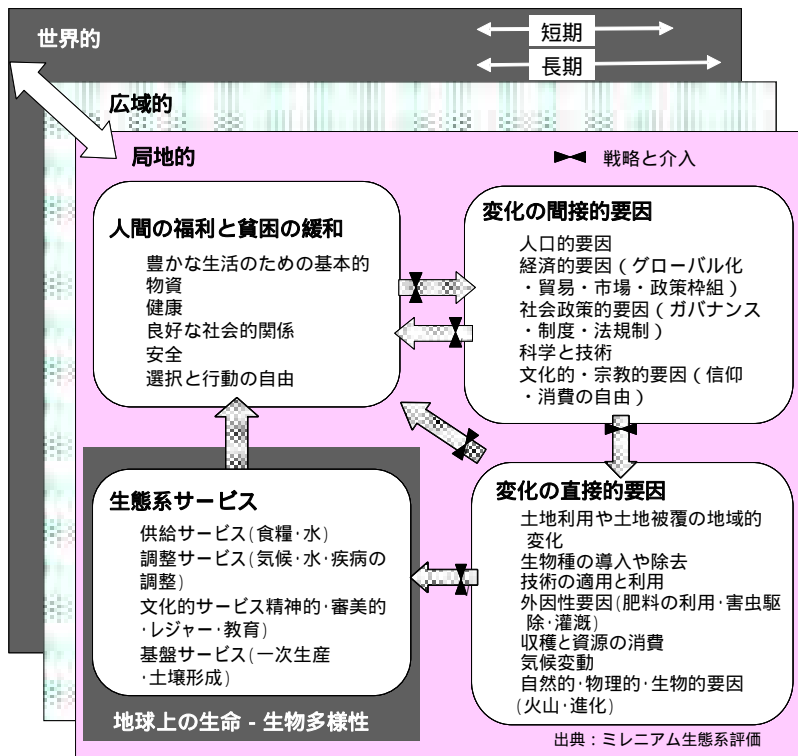
例えば、第 1 の危機との関係で、過去の開発や乱獲によって損なわれた環境や影響の程度を明らかにすることで、今後積極的に保全・再生していくべき自然環境を検討するための基礎情報としたり、第 2 の危機との関係では、地域の二次的な自然の管理の歴史を整理し、守るべき種や望ましい管理の方法を検討するための参考にしたり、また、第 3 の危機との関係では、生態系等に影響を及ぼす外来種の侵入や定着の状況に関する情報を整理して、重点的に侵入防止のための監視を行うべき種を定めたり、既に侵入した種について重点的に対策を行う場所を定めることなどに活用していくということが考えられます。

その他、生物種（特に保護すべき種、適切に管理すべき種等）や場所（特に保全すべき場所、再生すべき場所、活用すべき場所等）、機能（将来に残していくべき特徴的な第一次産業やレクリエーション活動、国土保全機能や水質浄化機能等）に注目することも考えられます。

地域における生物多様性の捉え方や課題等のイメージ図の例を 3 つ示します。なお、課題等の整理は、(2)の現状整理を行う中で行うこともできます。

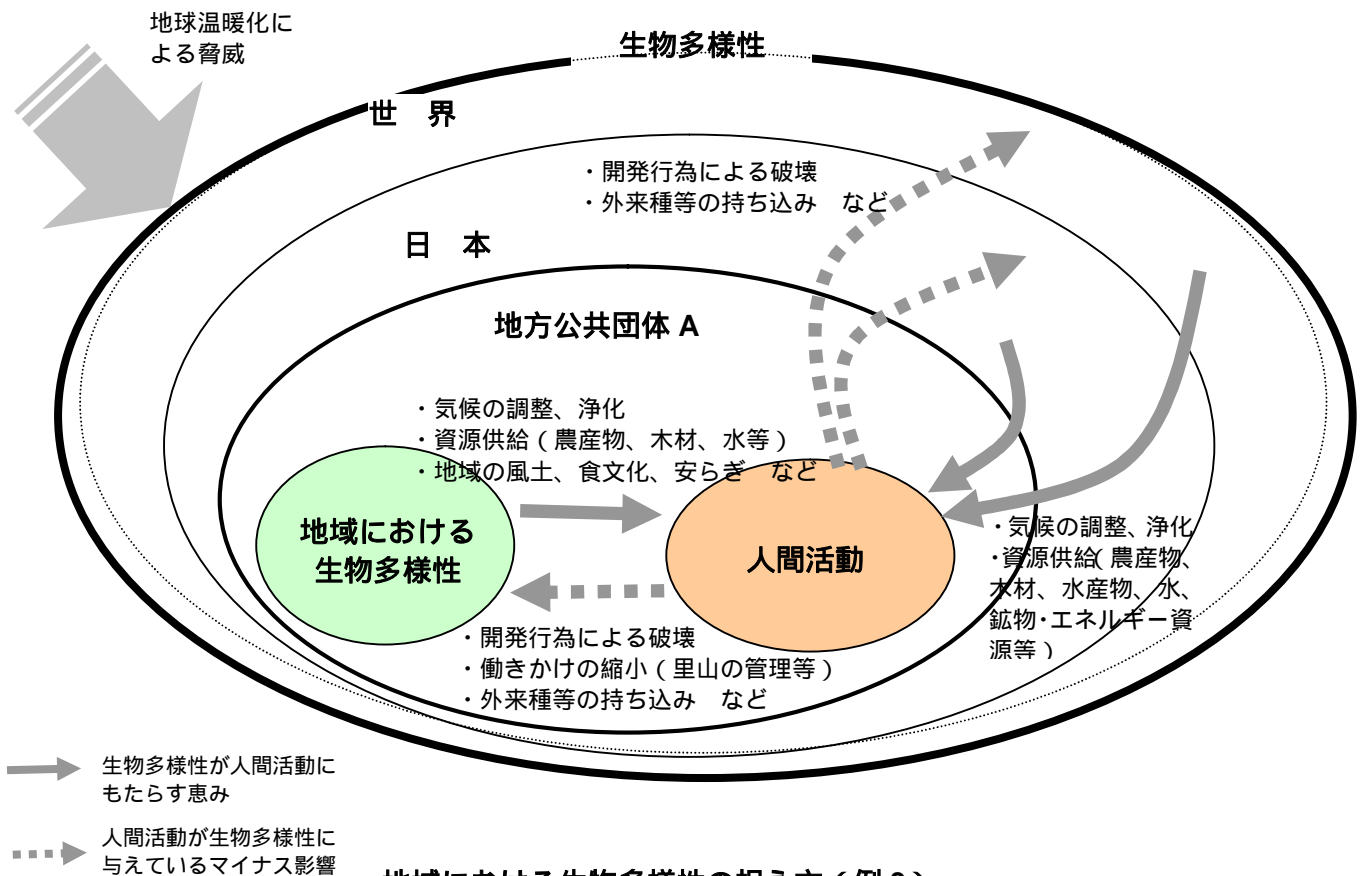


**生物多様性国家戦略 2010 における生物多様性の危機の捉え方 (例 1)**



生物多様性に間接的に働きかける要因 (人口・技術・ライフスタイル)【図：右上】が、生物多様性に直接的に影響する要因の変化を導き出すことがある (漁獲量・肥料の利用)【右下】。その結果が生態系と生態系の提供するサービスの变化を引き起こし【左下】、そのことによって人間の福利に影響を及ぼす。これらの相互作用は1つ以上のスケールで起こり、スケールが重複することもある。たとえば木材に対する国際的な需要が、局地的な河川一帯の洪水の規模を増大させるような森林被覆の広域的な破壊を引き起こすことがある。似たような相互作用が異なる時間軸の中でも起こっている。人間の福利と生態系の保全を促進するために、この枠組みの多くの点で様々な戦略と介入が実施できる。

**ミレニアム生態系評価における生物多様性、生態系サービス、人間の福利、変化の要因の間の相互作用の概念的枠組み (例 2)**



### 地域における生物多様性の捉え方（例 3）

図では、生物多様性が人間活動にもたらす「恵み」、人間活動が生物多様性に与えている「マイナス影響」に着目して整理した例。

## (2) 地域の生物多様性等の現状整理

地域の生物多様性等の現状を整理する方法について説明します。それぞれの地方公共団体におけるこれまでのデータ蓄積状況、取組実態等は様々ですし、現状整理の手順、使用するデータやツールも様々なものが想定されます。それによって現状整理にかかる作業の労力、予算、時間等にも差がでます。現状整理は、生物多様性地域戦略の核心部である目標設定や具体的施策の立案のために必要な作業ですので、既存のデータ等を有効に活用するなどして、地域の状況に応じて、適切な精度等を判断して実施することになります。

例えば、環境省等、国において整備されている情報、都道府県・市町村等の環境基本計画や環境白書等に掲載されている情報、その他独自に収集・整備している情報など、現時点で入手可能なデータを効果的に活用することが考えられます。

国において整備されている情報については、  
参考資料 2「生物の分布や保護地域、土地利用等に関する既存の国等のデータ」を参照

また、新たに調査を実施してデータを取得することも考えられます。新たな調査は相応の予算・期間・体制を要することから、既存のデータを活用しつつ、既存のデータが無く、特に把握する必要性が高い一部のデータを新規の調査で補完することなども考えられます。必

要な場合は、戦略策定以降も継続して段階的にデータの補完や精緻化を進めていくことも考えられます。

地域の生物多様性等の現状を知るための基礎データの例として下表のようなものが考えられます。

### 基礎データの例

種類	内容の例
生物の分布等に関する情報 (自然的な条件)	植生、地形、地質、土壌、希少種の分布情報、指標となる種の分布情報、有害鳥獣・外来種等の情報、水域・自然景観の分布情報など
土地利用等に関する情報 (社会的な条件)	保護地域の指定状況、農用地・森林・水面・宅地等の土地利用状況、社会資本等に関する情報など
取組に関する情報	関連条例・計画・施策、住民・事業者・NPO 等による取組など
その他	地域の自然史・都道府県史・市町村史、社会経済状況、住民の意識など

上記の基礎データをもとに、例えば、重要な地域の抽出を行うようなことも考えられます。

既存資料などの情報をもとに重要な地域を抽出・選定した事例として、例えば、滋賀県の「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」があります。この長期構想では、「重要拠点区域」「生態回廊」を選定し、地図化して示しています。

詳細は、参考資料5(事例3)「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」を参照

現状整理における解析の一つのツールとして、GIS があります。これは、位置情報を持つ各種のデータを重ね合わせ、様々な解析を行ったり、視覚的にわかりやすく示したりする上で有用なツールであり、このようなツールを利用して継続的な生態系ネットワークの解析・目標や施策の見直し等に役立てることができれば効果的です。ただし、必ずしも GIS による整備ができなくとも、紙媒体の情報を組み合わせて現状整理や課題抽出を行うことも可能であり、それぞれの地方公共団体の実情に応じて検討します。

地理情報システム (GIS : Geographic Information System)。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

参考 : 「生物多様性国家戦略 2010 第 1 部第 2 章」の他「中央環境審議会 自然環境・野生生物合同部会生物多様性国家戦略小委員会」における生物多様性国家戦略の検討に関する一連の資料も参考となる。



## 4.2 生物多様性地域戦略の対象区域、目標等の設定

### (1) 対象区域等の設定

生物多様性基本法に基づき、生物多様性地域戦略では、対象区域を定めます。また、併せて戦略の対象期間を定めることも考えられます。

- 対象区域：対象とする区域を明らかにします。一般的に地方公共団体が策定する計画は、各都道府県や市町村といった行政区域を単位に策定されますが、生物多様性に関する問題は河川の流域や山地などのように行政区域とは無関係な区域をまとまりとすることから、生物多様性基本法の第 13 条では、地方公共団体が「単独又は共同」して「生物多様性地域戦略の対象とする区域」等を定めることができることとなっています。さらに、野生生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響にも配慮し、対象区域を越えて、より広域に視野を広げた取組を実施することも考えられます。
- 対象期間：生物多様性地域戦略においては、対象期間を設定することが考えられます。生物多様性国家戦略 2010 では、3 つの目標やグランドデザインにおいては 100 年先といった長期を見通し、さらに 40 年先（2050 年）、10 年先（2020 年）を目標年とする中長期目標、短期目標を設定しつつ、具体的な施策においては第三次国家戦略（平成 19 年度策定）の計画期間を引き継ぎ、概ね平成 24 年度までの期間に実施するものを想定しています。

### (2) 目標の設定

生物多様性基本法に基づき生物多様性地域戦略では、「当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標」を定めます。地域特性を考慮して設定してください。

目標にはいくつかの種類が想定され、2、3 種類の目標を組み合わせ設定することも想定されます。下表に目標の種類例を示します。

また、当該区域における望ましい姿として、地域レベルの生態系ネットワークを図化して示すことも有効な手段です。

なお、目標を設定する際には、その時間スケール（長期、短期等）も考慮します。

## 目標の例

目標の種類		特徴
定性的な目標	将来の望ましい姿などを示す目標	・将来の地域の望ましい姿などを文章で定性的に説明する目標。
定量的な目標	生物多様性の状態を示す目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・域内の生物多様性の状態が望ましい良好な状態となっているかどうかを定量的に示す目標。</li> <li>・最終的に実現すべき生物多様性の状態を定量的に表現することで、定性的な目標より、具体性が増す。</li> <li>・データの不足や数値化の手法がまだ十分に開発されていないこと、などにより、設定が難しい場合もある。</li> <li>・各種の取組と目標達成度の関係が必ずしも明確でなく、設定が難しい場合や必要な取組に対する意欲を促しづらい場合がある。</li> </ul>
	事業量を示す目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の施策の実施量（事業量）を示す目標。</li> <li>・個別の施策（事業）との関連性や関係主体の努力量がわかりやすく、進行管理がしやすい。</li> <li>・最終的に実現すべき生物多様性の状態そのものとの関係が必ずしも明確でない場合がある。</li> </ul>

例えば、生物多様性国家戦略 2010 では、第 1 部において生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標として短期目標と中長期目標（「定性的な目標」に相当）を掲げるとともに、第 2 部において一部の施策については具体的な数値目標（主に上表の「事業量を示す目標」に相当）を掲げています。

### 例) 生物多様性国家戦略 2010 で掲げている目標

#### 中長期目標（2050 年）

人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させる。

#### 短期目標（2020 年）

##### 生物多様性の損失を止めるために、2020 年までに、

わが国の生物多様性の状況を科学的知見に基づき分析・把握する。生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する。とりわけわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれがないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る。

生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行う。

生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に組み込み（生物多様性の主流化）、多様な主体により新たな活動が実践される。

## 数値目標一覧（国家戦略の第2部）

生物多様性国家戦略 2010 では今後 5 年間程度の政府の行動計画として、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、参考資料 3（p.55）に掲げた体系に沿って約 660 の具体的施策を記述し、そのうち下記 35 の施策について数値目標を設定しています。

数値目標	目標値（ ）内は本文記載の目標期限
全ての国立・国定公園指定見直し	国立 29、国定 56 カ所（平成 24 年度）
保安林	1269 万 ha（平成 35 年度末）
ラムサール条約湿地	43 ヶ所（平成 24 年）
自然再生協議会設置数	29 カ所（平成 24 年度）
エコファーマー認定件数	20 万件（平成 21 年度末）
グリーン・ツーリズム宿泊者数	880 万人（平成 21 年度）
水生生物環境基準	40 水域（平成 23 年度末）
藻場・干潟の保全・再生	5 千 ha（平成 24 年 3 月）
漁場のたい積物除去	25 万 ha（平成 24 年 3 月）
漁礁や増養殖場	7.5 万 ha（平成 24 年 3 月）
漁業集落排水処理人口比率	60%（平成 24 年 3 月）
多国間漁業協定	47 協定以上（毎年度）
海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合	約 7 割（平成 23 年）
国内希少野生動植物種数	5 種増（平成 24 年度）
トキの野生復帰（小佐渡東部地域の野生個体数）	60 羽（平成 27 年頃）
特定鳥獣保護管理計画策定数	170 計画（平成 24 年）
奄美大島ジャワマングース捕獲数	0 匹（平成 26 年度）
都道府県等犬・ねこ引取数	21 万匹（平成 29 年度）
犬・ねこ所有明示実施率	犬 66、ねこ 36%（平成 29 年度）
植物遺伝資源の保存	25 万点（平成 22 年度）
環境資料タイムカプセル化	絶滅危惧種 2,500、藻類 50 種類（平成 24 年度末）
微生物資源の保存	2.5 万点（平成 22 年度）
廃棄物系バイオマス活用率	80%（平成 22 年）
未利用バイオマス	25%（平成 22 年）
バイオマスタウン構想	300 件（平成 22 年）
「生物多様性」の認識状況	50%以上（平成 23 年度末）
生物多様性国家戦略認知度	30%以上（平成 23 年度末）
生物多様性新聞掲載数	1000 件（平成 23 年度）
生物多様性地域戦略策定着手済数	47 都道府県（平成 24 年）
子ども農山漁村交流プロジェクト	2.3 万小学校（今後 5 年間）
生物多様性を学ぶスタンプラリー参加者数	100 万人（平成 22～24 年度）
エコツアー総覧アクセス数	125 万件/年（平成 24 年度）
子どもパークレンジャー参加者数	1,300 人/年（平成 22 年度）
1/25,000 植生図更新状況	6 割（平成 24 年 3 月）
クリアリングハウスメカニズム（CHM）メタデータ数	1,600 件（平成 24 年 3 月）

### 4.3 施策の立案・体系化

生物多様性基本法第 13 条第 3 項では、生物多様性地域戦略において、当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に構ずべき施策を定めることとしています。

総合的かつ計画的に構ずべき施策の設定の仕方として、個別の具体的な施策を分類・整理

して示すパターンや、重点的に実施するプロジェクトをいくつか掲げて関連する施策を示すパターン、さらに、戦略として整理するパターンなど、様々なパターンが想定されます。地域別に整理したり、主体別に行動リストとして整理することなども想定されます。

また新規に施策を立ち上げるほか、既存の施策、さらには計画、制度に生物多様性の視点を反映・内部化していくという考え方も大変重要です。

都道府県と市町村とでは、その広域性の違い等により、施策の性格に違いが生じることが考えられます。相対的に、都道府県では広域的な観点での施策が重視され、市町村では地域特性に応じて優先順位も考慮したきめ細かな施策が重視されると考えられます。

### 広域的施策および地域特性に応じた施策で考慮すべき事項の例

広域的施策	地域特性に応じた施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の行政区画に捉われない地域の生態系の保全（山地、海岸、流域など）</li> <li>生態系ネットワークを考慮した地域外との連携（山地、海岸、流域など）</li> <li>市町村間の総合調整的な観点など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺市町村等との連携、地域社会の特徴（経済、コミュニティ、地形など）を踏まえた取組みの策定</li> <li>住民とのコミュニケーション</li> <li>住民参加の促進</li> <li>地場産業の活性化など</li> </ul>

参考資料 3 では、生物多様性国家戦略 2010 の施策体系（第 2 部 行動計画）一覧を参考までに紹介しています。また、参考資料 4 では、生物多様性に関連する代表的な法律とそれらに基づく計画があることを紹介しています。

参考資料 3 生物多様性国家戦略 2010 の施策体系を参照  
参考資料 4 生物多様性に関する法律の概要

参考：「生物多様性国家戦略 2010 第 1 部第 4 章第 2 節、第 2 部」

「農林水産省生物多様性戦略」（農林水産省、平成 19 年 7 月）

「環境行動計画 2008」（国土交通省、平成 20 年 7 月）

## 4.4 推進体制の検討

生物多様性地域戦略の推進時には、その推進体制が重要になります。

例えば行政、住民、事業者、NPO 等の様々な主体との協働による事業を行う際には、それらの主体との連携体制を構築することが必要ですし、生物多様性のモニタリング、生物多様性地域戦略の点検・評価等を実施するには、庁内外における役割分担や連携体制の確保が重要です。

このため、生物多様性地域戦略の策定にあたっては、推進体制を検討しておくことが望まれます。

例えば、策定時の庁内検討組織を庁内推進組織につなげたり、策定の段階から様々な主体

の参加・連携を図り、協働による推進体制の構築につなげることも考えられます。生物多様性地域戦略の効果的な推進を図るために、研究者や地域ボランティア等による調査・解析を実施したり、それに携わる人材の育成の場として地域にある博物館やビジターセンターを拠点施設として有効活用することも推進体制の強化策の一つとして考えられます。

また、センター・研究所的な機能を担うことのできる人的ネットワークを行政・住民・事業者・NPO等・学校等が一体となって少しずつ構築していくことも考えられます。例えば、兵庫県では、生物多様性地域戦略の推進体制として、生物多様性支援拠点を設け、この拠点を中心とするNPO等のネットワークを広げていくことにより、情報の共有・発信、相互の連携強化を進め、活動の一層の促進を図ることとしています。また、庁内関係部局で構成する推進組織の設置、県と市町の連絡会議の開催、県民や事業者に対する企業の取組の発信、国・近隣府県との連携も図るとしています。

このような生物多様性地域戦略の推進を支える基盤となる体制について、当該地域の既存の人的ネットワークなども勘案して検討します。

### 参考：環境省生物多様性保全推進支援事業の概要

様々な主体との協働によって取り組む事業のメニューの参考として、環境省が地域の取組を支援する「生物多様性保全推進支援事業」の概要を紹介します。

地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等を推進するため、地方公共団体、NPO、地域の活動団体等からなる「地域生物多様性協議会」や法定計画等の策定主体に対して、国からの委託や交付金によって活動等を支援します。

(1) 生物多様性保全計画策定事業(委託費): 国費 10/10  
生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定

(2) 地域生物多様性保全実証事業(委託費): 国費 10/10  
生物多様性に関する法律に基づく先進的かつ効果的な取組

(3) 地域生物多様性保全補助事業(交付金): 国費 1/2

下記事業要件のうち、少なくともいずれか一つの項目に該当する活動等であって、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等

#### 野生動物植物保護管理対策

- ・特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業など、地域における適正な野生動物保護管理対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業
- ・環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類以上に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業

#### 外来生物防除対策

- ・特定外来生物等(要注外来生物、国内の他地域から持ち込まれた外来種を含む。)に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

#### 重要生物多様性地域対策

- ・法令もしくは国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域(MAB)または環境省の選定する重要湿地もしくは特定植物群落における事業等であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

## 4.5 進行管理の仕組みの検討

生物多様性地域戦略の策定にあたっては、生物多様性のモニタリング、施策の進捗状況及び目標の達成状況の点検、評価、見直しの仕組みを検討することが望まれます。

また、その結果の公表の仕方を定めておくことも考えられます。都道府県版・市町村版環境白書への反映、都道府県版・市町村版生物多様性白書の作成も有効な手段の一つです。

国の白書に関する規定は参考資料1 生物多様性基本法（第10条）参照

### (1) 点検・評価（Check）

#### ● モニタリング

モニタリングは、地域の生物多様性の状況を継続的に監視することで、取組の効果を把握したり、状況の変化等を察知するためのものです。このため生物多様性地域戦略の策定に当たっては、定期的・継続的なモニタリングのあり方についても、検討することが望まれます（モニタリングの具体的な方法については、下記を参照）。

#### ● 施策の進捗状況、目標の達成状況等の点検・評価

生物多様性地域戦略の策定に当たって、推進時の進行管理の仕組み、施策の進捗状況及び目標の達成状況の点検・評価をどのように行うかについて、検討することが望まれます。

#### モニタリングについて

モニタリングは、地域の生物多様性の状況を継続的に監視することで、取組の効果を把握したり、状況の変化等を察知するためのものです。生物多様性地域戦略においては、モニタリングは、施策としての性格を持つと同時に、戦略の点検・評価の際の重要なデータとなる場合があります。

モニタリングには、様々な手法があり、目的や地域特性、地域の関係主体の取組実態などを踏まえ、地域に合ったモニタリングの仕組みを構築することが望まれます。特に、長期的な継続が可能であり、かつ効率的な方法とすること、結果を客観的に評価できるようにすることが大切です。

例えば、脆弱性が高い自然環境では、よりきめ細かなモニタリングが必要となるでしょうし、利用による自然環境への悪影響が生じていないかを把握するために、利用に関わる土地所有者や事業者が参加したり、里地里山においては住民や活動団体が主体となって状況把握に努め、必要な段階で専門家の助言を得るといった方法もあるでしょう。既存のモニタリング実施主体に協力を求め、体制確保や既存データの共有等で連携を図ることも有効です。

次ページに様々なモニタリングの特徴を示します。

### モニタリングのオプションの特徴、留意事項（一例）

	オプション	特徴、留意事項
調査の協力主体・実施主体	博物館や大学等の専門家	データの精度は高いが、協力人数が限定され、多額の予算の投入が必要となる場合がある。
	民間の調査機関	データの精度は高いが、多額の予算の投入が必要となる場合がある。
	NPO等、地元の自然愛好家、自然保護団体	データの精度は専門家の調査に比べて低くなる可能性があるが、方法の工夫（最終的な専門家によるチェック体制等）により補完できることもある。また、方法によっては、広域な調査や高頻度の調査が可能となり、データ量を多く確保できる。 地域の微妙な変化等に気づきやすい場合がある。
	住民	データの精度は低くなるが、方法の工夫（最終的な専門家によるチェック体制等）により補完できることもある。教育や啓発の効果が期待できる。指標種等の調査項目を少数に限定し、容易な内容にする等の工夫が必要となる。 特に児童生徒等を対象とする場合、体験学習・環境教育としての効果が期待できる。 地域の微妙な変化等に気づきやすい場合がある。
調査地点の設定方法	代表的な拠点	重要な地域や、典型的な都市地域など、代表的な拠点ごとにモニタリング調査地点を設ける。
	行政単位	市町村等の行政単位、あるいはそれらをいくつかずつまとめた単位ごと等にモニタリング調査地点を設ける。
	自然のまとまりの単位	流域単位、あるいは、森林・農地・水辺などの自然のまとまりの単位ごとにモニタリング調査地点を設ける。
調査の項目	指標種（希少種以外）	指標種に関する情報は、地域の代表的な生態系タイプ等を保全していく上で有効な情報となる。調査対象種数が多いと、調査・とりまとめにかかる労力や時間が大きくなる点に留意が必要である。
	希少種（国及び地方公共団体作成のレッドデータブック掲載種など）	希少種に関する情報は、保全の緊急性を判断したり、特に保全上の重要性の高い場所等を抽出したり、保全の効果を評価したりする上で有効な情報となる。
	生態系（植生、湿地、ため池、社寺林など）	生態系の情報は、指標種や希少種の視点では網羅できない情報の把握に有用である。 様々なモニタリング項目の中から、必要性の高いものに絞り込む必要がある。

ここで示したオプションやそれぞれの想定される方法等は一例であり、これら以外の方法等もありうる。

#### - 生物多様性の保全等に直結した技術の開発 -

生物多様性基本法第23条に基づき、環境省では平成21年度から生物多様性の保全に必要な技術開発等や持続可能な利用に関する施策の推進を目的として、研究者からの公募事業を実施しています。この事業の成果は地方公共団体等の推進する施策への寄与も目的の一つとしているため、必要に応じて地方公共団体への情報提供を行うこととしています。

## (2) 見直し・改善 (Action)

生物多様性地域戦略の策定に当たって、点検・評価結果を踏まえた取組の見直しをどのように行うかについても、検討することが望まれます。

見直しには、個々の施策の進捗に問題がないかを簡便に点検し、順応的に施策の内容を軌道修正するといったものから、中・長期的な視点で、総括的な点検・評価を行い、生物多様性地域戦略そのものを見直すというものまで、様々です。例えば、生物多様性国家戦略では、毎年国家戦略の実施状況を点検するとともに、5年程度を目途として、国家戦略の見直しを行うことになっています。

参考資料 5 (事例 1) 「第三次生物多様性国家戦略」参照



## 参考資料

1. 生物多様性基本法
2. 生物の分布や保護地域、土地利用等に関する既存の国等のデータ
3. 生物多様性国家戦略 2010 の施策の体系
4. 生物多様性に関する法律の概要
5. 生物多様性地域戦略等の事例
6. 生物多様性評価の事例：環境省 生物多様性総合評価の概要  
(以下、省略)